

2020. 01. 22

第 20 回副首都推進本部会議・佐々木発言メモ

佐々木信夫

1. 特別区案について（評価）

精力的に制度設計を進め、政治レベルの協議などの成果もよく表れており、現行の法制度下での特別区案としては高く評価される。

現在の東京特別区の現状との比較で言うと、次の点が特筆される。

- ① 沿革上、東京 23 区は東京市を“分割”したのではなく、元々あった行政区としての区に東京市の事務を“移管”し、区長公選など自治権を言わば“外付け”で付与してきたもの。それに対し、大阪の特別区案は今ある 24 行政区に権限を付与するのではなく、大都市大阪のあるべき基礎自治体とは何かを想定し、設計当初から強い自治権を実装した新たな自治体を創設するもの。理想的な基礎自治体づくりに向け市を分割する設計となっている点で、東京 23 区より遥かに制度的にも優れた内容だ。
- ② 東京 23 区は小規模区と大規模区、都心区と周辺区の間での調整、さらに東京都との間など様々な調整を行いながら行政活動を行っている。だが規模の差、地域の差などが大きく事務権限の移譲と言う面でも大きな制約がある（ex 児童相談所移管、全区設置）。それに比べ大阪 4 特別区は数も少なく、規模の点でもバラつきが少なく概ね均衡している。今後の区相互間、大阪府との調整も東京に比べ格段に容易と思われる。

2. これからの課題について（意見）

(1) 11 月の住民投票に向けて、この制度案をどこまで住民に理解してもらうか。その PR に様々な工夫が必要だ。特に「大阪市を廃止」し、「特別区へ移行」する意味を住民が咀嚼できるレベルまで落とし込んで説明する必要がある。その方法（紙媒体、情報媒体、対話）への工夫と、どのようにしたら特別区というもののイメージを判ってもらえるかだ。

(2) オールジャパンで言うと「大阪都構想」は「大阪府」が「大阪都」に変わる構想だという理解が一般的。大阪市を 4 特別区に分割し、広域行政は府に、基礎行政は特別区にという説明だけだと世の関心も注目度も上がらない。都区制度など改革構想と「副首都構想」（ビジョン）との関連づけをもっと鮮明にすべきではないか。例：大都市の一体性確保と住民自治の両立を図ることが首都（副首都）にふさわしい大都市制度だということなど。

(3) そこで問題になるのが、いつどの段階で「大阪府」を「大阪都」に変えるのか。法改正など国政との交渉、国会の議決も絡む問題で政治的にデリケートな部分はあるが、しかし、11 月の住民投票に向けて大阪府市が主体的にその手続きとタイムスケジュールを示さないと対外的にも対内的に大阪市民の理解浸透度にも深く関係してくるのではないか。